

太平洋・島サミットに係る施設等の要件について

外務省アジア大洋州局大洋州課

太平洋・島サミットにおいては、開催都市において、首脳会議(全参加国が対象)、二国間会談、記者会見、内閣総理大臣主催会食、地元との交流行事及びその他関連行事が行われることが見込まれます。

このため、これらの行事を円滑に実施するために、開催都市は概ね以下の要件を満たしている必要があります。

1 首脳会議関係

国際会議の開催が可能な以下の大型施設及び関連設備が所在すること。

(1) 会議場

大型会議場(目安として350㎡以上。大(主会議場)の他、中・小の複数のホールや会議室を有することが望ましい。また、同時通訳用施設その他の適切な音響設備を有することが望ましい。)

(2) 昼食会／夕食会会場

会議場、宿舎内又はその近傍において、内閣総理大臣が主催する、参加者100人規模(着席)の会食を開催可能な施設・設備

(3) 記者会見場

会議場、宿舎内又はその近傍において、参加者200人規模(着席)の記者会見を開催可能な施設・設備(同時通訳用施設その他の適切な音響設備を有することが望ましい。)

(4) 参加国の政府関係者用の作業施設・控え室

会議場、宿舎内又はその近傍において、参加国の政府関係者が事務作業を行うことができる施設・設備及び参加国の首脳・政府高官用の待機控室として使用可能な施設・設備

(5) 報道関係者用の作業施設

会議場及び宿舎から一定程度の距離内において、本邦及び海外の報道関係者(約300人)が作業可能な施設・設備

(6) その他

(ア)参加国の政府関係者及び報道関係者(両者併せて約500人以上)が利用可能な通信インフラ(電話、ファックス、インターネット＝無線LAN)が整備されていることが望ましい。

(イ)英語で接客可能な要員が配置されていることが望ましい。

2 宿舎関係

(1) 首脳用宿舎

(ア)単一もしくは近接した宿泊施設において、各国首脳用スイート20室程度を用意できること。

(イ)スイートを用意できない場合は、ジュニアスイートやデラックスルームのCONNECTING利用等での対応も検討可能。但し、各国首脳用に必要とされる20室すべてが同一グレードであることが望ましい。

(2) 閣僚用宿舎

- (ア)参加国によっては、首脳に加えて複数の閣僚が出席するため、上記(1)とは別に、閣僚用デラックスルームを約30室用意できることが望ましい。
- (イ)デラックスルームを用意できない場合は、これに代わる部屋も検討可能。但し、閣僚用に必要とされる30室すべてが同一又は類似のグレードであることが望ましい。

(3) その他関係者用宿舎

参加国の政府代表団、内外報道関係者、警備関係者をあわせ、約500人以上が宿泊可能な相応の質・量の宿舎を有していること。

(4) 駐車場

各国政府関係者、警備関係者及び報道関係者の車両を駐車するに十分な広さの、公道と隔絶された駐車場(約100両以上。機械式立体駐車場を含まない。)を有していることが望ましい。

(5) その他

- (ア)参加国の政府関係者及び報道関係者(両者併せて約500人以上)が利用可能な通信インフラ(電話、ファックス、インターネット＝無線LAN)が整備されていることが望ましい。
- (イ)英語で接客可能な要員が配置されていることが望ましい。

3 交通関係

- (1)開催都市からできるだけ近傍に、大型旅客機(ボーイングB747型機、エアバスA380型機等。)の発着・駐機(少なくとも2機分)が可能となる飛行場設備を有することが望ましい。
- (2)その他、東京、大阪等の主要都市から国内線が運航されている空港を近傍に有することが望ましい。

4 警備関係

- (1)会議関連施設・宿舎は、警備しやすく、宿舎から会議場までの移動(道路上の車列による移動等)が円滑に行える立地であることが望ましい。
- (2)サミット関連施設の近隣住民を含む市民生活への影響が少ない立地条件にあることが望ましい。